

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月30日

学校法人 産業医科大学
契約担当役
常務理事 志村 幸久

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託
- (2) 規格等 仕様書による
- (3) 納入期限 令和8年11月9日(月)
- (4) 納入場所 産業医科大学 教務課

2 入札参加資格

令和8・9年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。

3 入札手続き等

- (1) 担当部課 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 一般契約係
Tel 093-691-7132(契約課直通) Fax 093-692-6651(財務部専用)
- (2) 仕様書等の交付期間及び交付場所
 - ①交付期間 令和8年7月30日(木) ～ 令和8年8月5日(水) までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時00分から16時00分まで
 - ②交付場所 上記3.(1)に同じ

4 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書提出期限 令和8年8月21日(金) 16時00分 まで
- (2) 入札書提出場所 上記3.(1)に同じ
- (3) 入札書の提出方法 持参すること
- (4) 開札の日時・場所 令和8年8月24日(月) 11時00分
産業医科大学事務局本部 1階 会議室

5 その他

- (1) 契約の手続き使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 保証金 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 入札の無効 ①本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札。
②提出書類に虚偽の記載をした者のした入札。
③入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は入札心得書による。

業 務 委 託 仕 様 書

学校法人産業医科大学を甲とし、甲の業務を受託したものを乙とする。

1 旅行券の確保

- (1) 甲は、ＪＲ折尾駅を起点とした「令和８年度産業医学現場実習旅程表」（以下「旅程表」という。）に基づき、航空券、ＪＲ乗車券等（以下「旅行券」という。）の確保を乙に委託するものとする。
- (2) 乙は、往路について、学生が宿泊場所に概ね午後４時台までに到着できる旅行券の確保を行うものとする。
- (3) 乙は、復路について、原則として、出発時間は午前中とし、ＪＲ折尾駅に概ね午後７時台までに到着できる旅行券の確保を行うものとする。
- (4) 乙は、「学校学生生徒旅客運賃割引証」の必要な学生の氏名等必要な情報を甲に提供し、甲は、提供された情報を基に「学校学生生徒旅客運賃割引証」を作成し、乙に提出するものとする。
- (5) 乙は、以下の「２旅行券取扱い基準」に基づき、旅行券を確保するものとする。
- (6) 乙は、全国全ての旅行券を発券できるオンライン端末を有し、急な旅程変更等にも早急に対応できるものとする。
- (7) 乙は、確保した旅行券及び差額等について、順次甲に報告し、甲が指定した期日（１０月３０日（金））までには、「令和８年度産業医学現場実習学生最終旅程一覧表」及び「個人別旅程表」を作成し、甲に最終報告するものとする。

2 旅行券取扱い基準

- (1) 片道 1,000 キロを超える場合は、原則航空機利用とする。発着空港は福岡空港とし、安価なものを利用する。ＪＲ折尾駅から福岡空港間及び最寄の空港から事業場間の移動については、下記(2)～(5)に準ずる。
- (2) 片道 1,000 キロ未満で 100 キロを超える区間については、特に指示がなければ、特別急行列車の座席指定とする。
- (3) 上記(2)の場合で、新幹線が運行する区間については、特に指示がなければ、新幹線の座席指定とする。
- (4) 片道 100 キロ未満の区間については、普通乗車券とし、鉄道、モノレール、地下鉄、バス等のうち合理的で安価なものを利用する。
- (5) 近距離の移動等、乗車券の確保が困難な場合は、該当区間の乗車料金を交通系ＩＣカードもしくは現金等で準備するものとする。

3 ホテル宿泊券の確保

- (1) 乙は、学生が宿泊するホテルを「旅程表」に基づき、ホテル宿泊券（宿泊料金及びそれに係る諸税を含み、食事料金を除く。以下、同じ。）の確保を確実にし、当該ホテルのパンフレット等の確保も行うものとする。
- (2) 乙は、原則として、事業場推薦ホテル又は候補ホテルからホテルを確保するものとする。当該ホテルを確保できない場合は、最低限次の条件を備えたホテルを確保するものとする。
 - ① 実習事業場の所在地に隣接し、交通至便な場所にあること。
 - ② 周囲の環境が良好であること。
 - ③ 耐火・耐震構造の建物で 30 以上の客室を有し、客室内にバス及びトイレがあること。
 - ④ レストラン等の設備があり、朝食の提供ができること。
 - ⑤ 客室はシングル、禁煙室とすること。
 - ⑥ 携帯電話等の通信環境の整った客室とすること。（地下室など電波の届かない客室としないこと。）
 - ⑦ ホテル内もしくは徒歩圏内にコインランドリーがあること。
 - ⑧ 宿泊料金は、その地域のビジネスホテルの概ね平均的な額であること。
 - ⑨ 「旅程表」に記載されている「宿泊できないホテル」は、手配の対象外とすること。
- (3) 乙は、確保したホテルについて、順次甲に報告し、甲が指定した期日（10 月 30 日（金））までには、「令和 8 年度産業医学現場実習学生最終旅程一覧表」及び「個人別旅程表」に、名称、住所、電話番号、最寄駅までの時間等全てを記載のうえ、甲に最終報告するものとする。

4 引渡し等

- (1) 乙は、旅行券並びにホテル宿泊券及びパンフレット、旅程表等を甲が指定する日時に当該学生に直接引渡すものとする。
- (2) 乙は、旅行券及びホテル宿泊券等を引き渡した後も、旅行券またはホテル宿泊券等のキャンセル・変更等が必要となった場合は対応するものとする。

入札心得書

学校法人 産業医科大学
契約担当役

1 一般競争入札参加者の資格

令和8・9年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託
- (2) 規格等 : 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 : 令和8年11月9日(月)
- (4) 納入場所 : 産業医科大学 教務課

3 入札書提出及び開札

- (1) 入札書提出期限 : 令和8年8月21日(金) 16時00分 まで
- (2) 入札日時 : 令和8年8月24日(月) 11時00分
- (3) 入札場所 : 産業医科大学 事務局本部 1階 会議室
※入札場所等を変更する場合は、当日掲示連絡を行う。
※入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。
- (4) その他
 - ① 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
 - ② 本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、1回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。
ただし、2回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めないものとする。

4 入札書等の作成及び提出方法

- (1) 入札書
 - ① 入札書の様式は、別添のとおりとする。
 - ② 入札書には、入札金額、件名、作成年月日、会社名及び入札者名を記入し、入札者の記名押印をすること。
 - ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を消費税抜きで記載すること。
 - ④ 一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。
 - ⑤ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 委任状及び使用印鑑証明書
 - ① 委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
 - ② 代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
 - ③ 入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。
 - ④ 入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること。
 - ⑤ 使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。
- (3) 見積書
 - ① 見積書の様式は、別添のとおりとする。
 - ② 見積書は、落札者がいない場合の随意契約の際に使用する。

5 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 記名、押印のない入札。
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。
- (5) その他の事項について訂正印のない入札。
- (6) 数回反復する入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。

6 納入業者及び落札価格の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額入札をした者が2人以上あるときは、大学は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した者がいないときは、直ちに再入札に付する。
- (4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がいないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。
- (5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。

7 契約書及び契約事項

- (1) 契約書は別添のものとする。
- (2) 入札参加者は、別添契約書を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 入札保証金、契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納入は、免除する。

9 その他

- (1) 本入札のため、当大学から配付した仕様書及び契約書等は、決定業者を除き、すべて入札終了後、破棄すること。
- (2) 本案件は入札説明会を行わないので、内容等について不明な点は、照会先まで問い合わせること。
- (3) 本入札に関しての照会先
財務部 契約課 一般契約係 島田 (TEL093-691-7132 直通) (FAX093-692-6651財務部専用)

入 札 書

¥

件 名 : 令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所
名 称
職 氏 名

印

代 理 人

住 所
名 称
職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事 志村 幸久 殿

見 積 書

¥

件 名 : 令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、見積いたします。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所
名 称
職 氏 名

印

代 理 人

住 所
名 称
職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事 志村 幸久 殿

委任状及び使用印鑑証明書

私は、を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託」に係る入札及び見積に関すること。

なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使 用 印



令和 年 月 日

住 所
名 称
職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事 志村 幸久 殿

入札書提出時及び入札当日持参するもの

入札書提出時

○入札書、委任状及び使用印鑑証明書(日付は提出日)

※指定された期日までに提出すること。

入札書をいれる封筒記載方法

(表面)	(裏面)
入札書 件名 令和8年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務委託 学校法人産業医科大学 契約担当役常務理事 志村 幸久 殿 会社名 ○○○○○○ 令和○年○月○日 提出日	割印 委任の場合は委任者

入札当日

○入札書

・枚数は、2枚用意(コピー)し、各々に記名・押印すること。

○見積書

・枚数は、3枚用意(コピー)し、各々に記名・押印すること。

※注意事項 : 入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

○入札に来られる方の印鑑及び名刺

※補足事項 : 配付した仕様書・書類等は、入札終了後ご破棄してください。(落札者除く)

入札及び書類等に関して不明な点がございましたら、事前に担当(契約課 一般契約係 島田 TEL093-691-7132直通)までご連絡ください。

委 託 契 約 書（案）

学校法人 産業医科大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、令和８年度産業医学現場実習に必要な航空券等の確保に係る業務 （以下「業務委託」という。）を甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて、両当事者は次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第１条 甲及び乙は、本契約に定める事項を信義に則り誠実に履行し、協議に際しては互譲の精神により円満に解決するよう努力するものとする。

（業務委託の内容）

第２条 甲の業務委託の内容は、別添のとおりとする。

（作業管理）

第３条 甲及び乙は、業務委託の履行のための連絡、調整等を行う業務遂行責任者を定め、相手方に通知するものとする。なお、業務遂行責任者の変更があった場合には、直ちに相手方に通知するものとする。

２ 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、業務遂行責任者を通じてのみ行うものとする。

（契約期間）

第４条 本契約の期間は、契約締結日から令和８年１２月２５日までとする。

（委託料）

第５条 本契約に定める業務委託の処理に対する甲の委託料は、次のとおりとする。

金 円（消費税相当額 円を含む。）

（契約保証金）

第６条 契約保証金は、免除する。

（検 収）

第７条 甲は、乙が成果物品を納入した場合には検査を行い、その検査結果を乙に通知するものとし、その検査結果の合格をもって検収とする。

２ 前項において不合格となった場合、乙は甲乙協議のうえ定める期日までに補正された成果物品を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

（契約不適合責任）

第８条 検収完了後、業務委託内容に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適

合」)が生じた場合には、甲はその事実を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知するものとし、甲及び乙はその原因についての協議を行うものとする。

2 前項において協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰するものであると判断された場合、乙は無償でその修正を行うものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、第7条の検査に合格した場合、第5条に定める委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払請求書を受理した日の翌月末日までに、委託料を乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

(業務実施場所)

第10条 乙が業務委託を甲の事務所等(以下「業務実施場所」という。)で実施する必要がある場合には、甲は乙に対して、当該実施場所を無償で使用させるものとする。

2 前項により乙が業務委託を業務実施場所で実施する場合には、乙は当該実施場所における甲の安全及び衛生規則その他関係規則等を遵守するものとする。

(什器備品等の貸与)

第11条 甲は、乙が受託業務を実施する過程において必要とする甲の什器備品等(以下「什器備品等」という。)を無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、次の各号に該当する場合には、前項に基づき貸与された什器備品等を速やかに甲に返却するものとする。

1 業務委託が終了した場合

2 その他、合理的な理由により甲が返却を要求した場合

3 乙は、什器備品等を善良な管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(委任または請負の禁止)

第12条 乙は、業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項のただし書きの規定により承認された者が、業務委託の履行につき契約条項等に違反した場合は、甲はその承認を取り消すことができる。

(権利譲渡の禁止)

第13条 甲又は乙は、相手方の書面による承諾なくして本契約および本契約に関連して発生する一切の相手方に対する権利を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の業務上、技術上の秘密を、本契約期

間中はもとより、本契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。

- 2 乙は、前項の規定を第12条第1項ただし書きの規定により承認された第三者に対して同一の義務を負わせるものとする。

(甲の契約解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告を要せずこの契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき理由により契約期間内に契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 二 乙が契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）または乙の使用人について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合には、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

第16条 甲は、第15条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合に、既済部分があるときは第5条の規定に準じ、当該部分の委託料相当額を支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(乙の契約解除)

第17条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 1 甲が契約に違反し、その違反により業務委託を完了することが不可能となったとき。
 - 2 天災地変その他避けることのできない理由により、業務委託を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約の履行にあたり甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その被った一切の損害（直接の損害額に加え、甲がこれに代わって本件委託業務を完了させ、又は契約不適合の状態を修補するために要した費用他）を乙の負担において賠償するものとする。

(相殺及び遅延金)

第19条 乙がこの契約に基づく賠償又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年3.0%の割合で計算した利息を付した額と甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき年3.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補 則)

第20条 この契約に定めのない事項又は契約の各条項に疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議してその措置を決めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
学校法人 産業医科大学
契約担当役
常務理事 志村幸久

乙